

## 競争参加者の資格に関する公示

令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和2年12月15日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

### 1 業務概要

(1) 業務名 令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務

(2) 業務内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1工事毎（以下「個別業務」という）の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
- 3) 積算資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）
- 5) 予定工事又は（工種）件数は19件を予定している。

(3) 履行期限 令和5年3月31日

### 2 申請の時期

令和2年12月15日から令和3年1月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和3年1月14日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、隨時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

### 3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和2年12月15日から北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵

便に限る。)により提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

#### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和2年10月1日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、令和3年4月1日現在において、上記の一般競争(指名競争)参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

- ③ 北陸地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 令和2年10月1日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

#### 5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) ②の条件に該当しない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、当該構成員が4 (1) ②の条件を満たすことが必要である。

#### 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

#### 7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

#### 8 その他

設計共同体の名称は、「令和3・4年度阿賀川河川事務所積算技術業務△△・××設計共同体」とする。